

# 令和7年度 市民税・県民税申告のご案内

このご案内をご確認いただき、申告する方は、令和7年3月17日（月）までに申告をしてください。  
なお、このご案内は、前年度に市民税・県民税申告書を提出された方に送付しています。

## 市民税・県民税の申告が必要な方

下記の方以外は、市民税・県民税の申告が必要となります！

- 1 所得税及び復興特別所得税の確定申告を行う方
- 2 給与収入のほかに収入がなく、追加の控除がない方  
※勤務先から給与支払報告書の提出が君津市にある方に限ります。
- 3 公的年金等の収入のほかに収入がなく、追加の控除がない方  
※支払者から公的年金等支払報告書の提出が君津市にある方に限ります。
- 4 給与と公的年金等の両方の収入がある方で、ほかに収入がなく、追加の控除がない方  
※各支払者より支払報告書の提出が君津市にある方に限ります。
- 5 君津市に住んでいる方の税法上の同一生計配偶者又は扶養親族とされた方で、収入がなかった方

## 所得がなくても申告を

所得がない場合でも市民税・県民税の申告をしておくと、次のような利点があります！

- 国民健康保険税が軽減されたり、国民年金保険料の納付が申請により免除される場合があります。
- 児童手当や児童扶養手当、子ども医療費助成、障害基礎年金、高額療養費などを受けるときの資料になります。
- 課税（非課税）証明書の交付が受けられます。（使用例：融資、扶養認定、公営住宅入居、保育園や幼稚園の入園手続き等）

### 【所得がなかった場合の記入方法】

- (1) 表面 氏名、生年月日、電話番号を記入してください。
- (2) 表面「2所得金額 ②合計」欄に「0」と記入してください。
- (3) 表面 扶養控除などの控除項目に該当がある場合は、記入してください。
- (4) 裏面「①所得のなかった人の事項」欄の該当する項目を記入してください。

## 申告に必要なもの

- 1 収入や経費のわかる書類（源泉徴収票、収支明細書など）  
※源泉徴収票等については申告書に収入金額、控除の内訳、支払者名を転記するか、写しを添付してください。  
なお、申告相談をされる方は、申告書の作成に源泉徴収票等が必要となりますので、忘れずにお持ちください。  
※営業等、農業及び不動産の所得について申告相談をされる方は、事前に収入金額と必要経費を集計してきてください。
- 2 所得から控除できるものが確認できる書類  
※必要な書類が確認できなかった場合は、所得控除が適用されません。
  - 国民年金保険料や国民年金基金の控除証明書
  - 生命保険料や地震保険料などの控除証明書
  - 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの領収書  
（令和6年1月1日から12月31日までの納付金額を証するもの）
  - 障害者手帳（郵送の場合は写し）や障害者控除対象者認定証明書
  - 医療費控除の明細書（領収書の添付は必要ありません。医療費通知の添付は可。）  
※医療費控除の明細書は、国税庁のホームページよりダウンロードできます。（「医療費控除の明細書」で検索）
  - 国や地方公共団体（ふるさと納税）などから交付を受けた寄附金の受領証（領収書）など
- 3 本人確認書類（下記のいずれか） ※郵送の場合は写しを添付してください。
  - マイナンバーカード（表面と裏面の両方の写しを添付してください。）
  - 通知カード（住所や氏名等の記載内容が住民票と一致している場合に限る。）及び運転免許証等の顔写真付きの身分証明書
  - マイナンバーが記載された住民票の写し及び運転免許証等の顔写真付きの身分証明書

## 問い合わせ先

君津市久保2丁目13番1号  
君津市財政部課税課  
電話：0439-56-1122

## 郵送による提出

### 受付での混雑緩和のため、郵送での申告にご協力ください！

作成済みの申告書及び「申告に必要なもの」を必ず同封の返信用封筒で郵送してください。

<注意事項>

- 申告内容についてお尋ねすることがありますので、申告書には必ず電話番号を記入してください。
- 受付印が押された申告書の控えが必要な方は、返信先を記入し切手を貼った返信用封筒及び申告書の写しを同封してください。

## 申告受付会場等

※2月14日までは、市民税・県民税申告書のみ、課税課（市役所1階5番窓口）で受け付けます。

| 期 日      | 対 象 地 区                                       | 会 場                           | 相 談 ・ 受 付 時 間                                 |
|----------|---|-------------------------------|---|
| 2月17日（月） | 外箕輪・宮下・小山野・常代・浜子・六手・皿引・尾車<br>草牛・馬登・大山野・作木・山高原 | 市役所5階大会議室                     |   |
| 2月18日（火） | 三直・内箕輪・内蓑輪・八重原・法木作・南子安                        |                               |   |
| 2月19日（水） | 柰師・久保・北久保・南久保・貞元・八幡・新御堂・杉谷<br>郡・小香・上湯江・下湯江・中富 |                               |   |
| 2月20日（木） | 坂田・東坂田・西坂田・人見・君津台・大和田                         |                               |   |
| 2月21日（金） | 北子安・中野・台・陽光台・高坂                               | 清和地域拠点複合施設<br>（おらがわ）<br>2階会議室 |   |
| 2月25日（火） | 東日笠・二入・辻森・大岩・正木・奥米・宿原・怒田沢<br>旅名・豊英            |                               |   |
| 2月26日（水） | 東栗倉・西栗倉・清和市場・市宿・日渡根・東猪原・西猪原<br>平田・植畑・西日笠・鹿野山  | ※会場が昨年度の体育館<br>から変更となりました。    | 【午前の部】<br>午前9時～正午<br><br>【午後の部】<br>午後1時～午後3時  |
| 2月27日（木） | 大井戸・糸川・大野台・鎌滝・福岡・荻作・塚原・行馬<br>根本・小糸大谷・長石・法木    |                               |   |
| 2月28日（金） | 久留里市場・小市部・怒田・川谷・久留里大谷・吉野                      | 上総地域交流センター                    |   |
| 3月 3日（月） | 久留里・浦田・久留里大和田・向郷・芋窪・栗坪・富田<br>愛宕               |                               |   |
| 3月 4日（火） | 平山・山滝野・大坂・広岡・大戸見・名殿・柳城・利根<br>大中・加名盛           | 松丘コミュニティセンター                  | ※入口は、午前8時<br>に開錠します。<br>入口の開錠後に整理<br>券を配付します。 |
| 3月 5日（水） | 高水・黄和田畑・蔵玉・釜生・滝原・折木沢・坂畑<br>草川原・藤林・川俣・豊田・笹・香木原 | 亀山コミュニティセンター                  |   |
| 3月 6日（木） | 山本・西原・賀恵淵・戸崎・岩出・寺沢・青柳                         | 小櫃公民館                         |   |
| 3月 7日（金） | 箕輪・上新田・俵田・末吉・三田・長谷川・小櫃台                       |                               |   |
| 3月11日（火） | 中島・白駒・泉・上・練木・大鷲・大鷲新田・大井・糠田                    | 市役所5階大会議室                     |   |
| 3月12日（水） |   |                               |   |
| 3月13日（木） | 市内全域  |                               |   |
| 3月14日（金） |   |                               |   |
| 3月17日（月） |   |                               |   |

### <申告受付会場へご来場の際の注意事項>

- 混雑緩和のため、原則として対象地区の会場にて申告するようご協力をお願いします。  
ただし、対象地区の期日での来場が困難な方については、対象地区以外の会場であっても申告できます。
- 市役所5階の申告受付会場開設時には、担当職員が不在となるため、1階課税課窓口で申告を受け付けることができません。
- 以下に該当する方は、木更津税務署が開設する申告会場をご利用ください。（市の会場では受け付けできません。）

- ◆土地・建物、株式及び金地金などの譲渡所得がある方
- ◆青色申告決算書の作成に関する相談をされる方
- ◆住宅借入金等特別控除の初年度適用の方
- ◆変動所得や臨時所得のある方
- ◆準確定申告（亡くなった方の申告）の方

詳しくは、広報きみつ2月号又はホームページをご確認ください。

※確定申告期間中は、市役所課税課で市民税・県民税の相談を伴う申告書は作成できませんのでご注意ください。

ただし、3月10日（月）は市役所課税課で市民税・県民税の申告相談を受け付けます。

申告書の書き方は、裏面をご確認ください。

## 1～2 収入・所得金額の内容

**㉑① 営業等**  
小売業、卸売業、製造業、修理業、サービス業、外交員、医師、弁護士、作家、畜産業、漁業などから生じる所得です。申告書裏面③「事業・不動産所得に関する事項」を記入の上、申告書表面⑦に収入金額を、①に収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。  
**<必要なもの>収入や必要経費がわかる書類（収支内訳書、経費の領収書等）**

**①② 農業**  
米麦等の農産物、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜から生じる所得です。申告書裏面③「事業・不動産所得に関する事項」を記入の上、申告書表面⑦に収入金額を、②に収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。  
**<必要なもの>収入や必要経費がわかる書類（収支内訳書、経費の領収書等）**

**㉑③ 不動産**  
地代家賃、駐車場代、土地や家屋の権利金等の所得です。申告書裏面③「事業・不動産所得に関する事項」を記入の上、申告書表面⑦に収入金額を、③に収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。  
**<必要なもの>収入や必要経費がわかる書類（収支内訳書、経費の領収書等）**

**㉑③④⑥ 利子配当**  
利子所得…公社債や預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配による所得です。申告書表面⑥及び④に収入金額を記載してください。（源泉分離課税分は申告不要です。）  
配当所得…株式（出資）の配当等の所得です。申告書裏面④「配当所得に関する事項」を記入の上、申告書表面⑥に収入金額を、⑤に収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。  
※上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に係る所得の課税方式について、所得税の課税方式と一致させることとなりますので、所得税と市県民税・県民税で異なる課税方式を選択することはできません。  
**<必要なもの>収入や必要経費がわかる書類（支払調書等）**

**㉑⑥ 給与**  
給与、俸給、賃金、賞与などの所得です。源泉徴収票の支払金額を申告書表面⑥に、以下の表により計算した給与所得金額を⑥に記入してください。なお、源泉徴収票が複数枚ある場合は、支払金額を合計し、計算してください。

| 給与所得の計算のしかた         |                        |
|---------------------|------------------------|
| 給与収入金額 (A)          | 給与所得金額                 |
| 161.9万円未満           | (A)－55万円 (マイナスの場合10)   |
| 161.9万円以上 162万円未満   | 106.9万円                |
| 162万円以上 162.2万円未満   | 107万円                  |
| 162.2万円以上 162.4万円未満 | 107.2万円                |
| 162.4万円以上 162.8万円未満 | 107.4万円                |
| 162.8万円以上 180万円未満   | (B)×60%＋10万円           |
| 180万円以上 360万円未満     | (B)×70%－8万円            |
| 360万円以上 660万円未満     | (B)×80%－44万円           |
| 660万円以上 850万円未満     | (A)×90%－110万円(円未満切り捨て) |
| 850万円以上             | (A)－195万円              |

※(B)＝{(A)÷4,000(1円未満切り捨て)}×4,000  
※所得金額調整控除の適用を受ける場合は、上記の表により計算した給与所得金額から所得金額調整控除額を控除した額を⑥に記入してください。  
**<必要なもの>給与等の支払者から受領した給与所得の源泉徴収票**

**㉑⑦ 公的年金等(雑)**  
国民年金法・厚生年金保険法・国家公務員等の共済組合法などの法律に基づく年金と、恩給や過去の勤務に基づき雇用主から支給される年金などの所得をいいます。源泉徴収票の支払金額を申告書表面⑥に、以下の表により算出した年金所得金額を⑦に記入してください。

| 公的年金等に係る雑所得の計算のしかた           |                   |                       |
|------------------------------|-------------------|-----------------------|
| 受給者の年齢                       | 公的年金等の収入金額 (C)    | 公的年金等所得金額 (D)         |
| 65歳以上<br>(昭和35年1月1日以前に生まれた人) | 330万円未満           | (C)－110万円 (マイナスの場合10) |
|                              | 330万円以上 410万円未満   | (C)×75%－27万5千円        |
|                              | 410万円以上 770万円未満   | (C)×85%－68万5千円        |
|                              | 770万円以上 1,000万円未満 | (C)×95%－145万7千円       |
|                              | 1,000万円以上         | (C)－195万5千円           |
| 65歳未満<br>(昭和35年1月2日以後に生まれた人) | 130万円未満           | (C)－60万円 (マイナスの場合10)  |
|                              | 130万円以上 410万円未満   | (C)×75%－27万5千円        |
|                              | 410万円以上 770万円未満   | (C)×85%－68万5千円        |
|                              | 770万円以上 1,000万円未満 | (C)×95%－145万7千円       |
|                              | 1,000万円以上         | (C)－195万5千円           |

※公的年金等以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、次のとおり計算します。  
・1,000万円超2,000万円以下 (D)に10万円を加算する。  
・2,000万円超 (D)に20万円を加算する。  
※遺族年金及び障害年金は非課税所得に該当しますので、この欄の記入は不要です。  
**<必要なもの>年金保険者等から受領した公的年金等の源泉徴収票**

**㉑⑧ 業務(雑)**  
講演料、作家以外の原稿料、印税などの副収入による所得です。申告書裏面⑤「雑所得(公的年金等以外)に関する事項」を記載の上、申告書表面⑦に収入金額を、⑧に収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。  
**<必要なもの>収入や必要経費のわかる書類**  
※令和4年以後において、業務に係る雑所得を有する場合で、その年の前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円を超える方は、現金預金取引等関係書類を保存しなければならないこととされています。

**㉑⑨ その他(雑)**  
生命保険年金など、他の所得に当てはまらない所得です。申告書裏面⑤「雑所得(公的年金等以外)に関する事項」を記載の上、申告書表面⑦に収入金額を、⑨に収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。  
**<必要なもの>収入や必要経費のわかる書類**

**㉑⑩⑪ 総合譲渡一時**  
総合譲渡所得…車両、機械、骨とう品、砂利採取、ゴルフ会員権等の譲渡による所得です。所有期間により短期(5年以内)と長期(5年超)に区分されます。  
一時所得…生命(損害)保険契約に基づく一時金や満期返戻金、賞金、懸賞当せん金等の所得です。申告書裏面⑥「総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」で計算を行ってから、申告書表面の該当欄に記載してください。  
**<必要なもの>収入や必要経費のわかる書類**

## 3 所得から差し引かれる金額の内容

**㉑⑬ 社会保険料控除**  
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することとなっている国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料、退職後の任意継続保険料等で、前年中にあなたが支払った保険料がある場合に控除の対象となります。  
**<必要なもの>保険者等が発行した控除証明書、領収書等**

**㉑⑮ 生命保険料控除**  
新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険で、前年中にあなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)がある場合に控除の対象となります。

| (1) 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額 |                 | (2) 新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額 |                 |
|--|-----------------|--|-----------------|
| 支払った保険料                                    | 控除額             | 支払った保険料                                  | 控除額             |
| 15,000円以下                                  | 支払額全額           | 12,000円以下                                | 支払額全額           |
| 15,001円～40,000円                            | 支払額×1/2+7,500円  | 12,001円～32,000円                          | 支払額×1/2+6,000円  |
| 40,001円～70,000円                            | 支払額×1/4+17,500円 | 32,001円～56,000円                          | 支払額×1/4+14,000円 |
| 70,001円以上                                  | 35,000円         | 56,001円以上                                | 28,000円         |

**(3) 旧契約と新契約の両方に加入している場合の控除額**  
一般生命保険料又は個人年金保険料のそれぞれについて、次のいずれかを選択して控除額を計算してください。  
旧契約のみ生命保険料控除を適用 (1)に基づき算定した控除額  
新契約のみ生命保険料控除を適用 (2)に基づき算定した控除額  
旧契約と新契約の両方について (1)に基づき算定した旧契約の控除額と(2)に基づき算定した新契約の控除額の合計額(最高28,000円)  
※控除額＝(1)＋(2)＋(3)(最高70,000円) **<必要なもの>保険会社等が発行した控除証明書**

**㉑⑯ 地震保険料控除**  
損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)又は長期損害保険契約の保険料がある場合に控除の対象となります。  
なお、平成18年末までに締結した長期損害保険に地震保険を付帯した契約については、旧長期損害保険料又は地震保険料控除のどちらか一方の適用となりますのでご注意ください。

| ①地震保険のみに加入 |         | ②旧長期損害保険のみに加入  |                | ③地震保険と旧長期損害保険の両方(別々に契約)に加入 |  |
|------------|---------|----------------|----------------|----------------------------|--|
| 支払った保険料    | 控除額     | 支払った保険料        | 控除額            | 控除額                        |  |
| 50,000円以下  | 支払額×1/2 | 5,000円以下       | 支払額全額          | ①と②で計算した額の合計(最高25,000円)    |  |
|            |         | 5,001円～15,000円 | 支払額×1/2+2,500円 |                            |  |
| 50,001円以上  | 25,000円 | 15,001円以上      | 10,000円        |                            |  |

**<必要なもの>保険会社等が発行した控除証明書**

**㉑⑰～⑱ 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除**  
前年の12月31日の現況において次の区分に該当する場合は、控除の対象となります。

| 区分   | 合計所得金額   | 性別   | 配偶関係 | 扶養親族等の有無  | 控除額  |
|------|--|------|------|---|------|
| 寡婦   | 500万円以下  | 女性   | 離別   | 子以外の扶養親族(他者の同一生計配偶者又は扶養親族になっていない者に限る。)を有する。               | 26万円 |
|      |  |      |      | 要件なし  |      |
| ひとり親 |  | 要件なし | 未離別  | 生計を一にする子(総所得金額等48万円以下で、他者の同一生計配偶者又は扶養親族になっていない者に限る。)を有する。 | 30万円 |
|      |  |      |      | 死別・生死不明   |      |
| 勤労学生 | 大学・高等学校等の学生・生徒で、合計所得金額75万円以下かつ、給与等以外の所得が10万円以下の方 |      |      |   | 26万円 |

**<必要なもの>勤労学生控除：控除対象者であることを証する書類(学生証等)**

**㉑⑳ 障害者控除**  
あなたや同一生計配偶者、扶養親族が次のいずれかに該当する場合は控除の対象となります。

| 区分     | 要件                                     | あなたの合計所得金額  | 控除額  |
|--------|--|---|------|
| 普通障害   | 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方   | 900万円超<br>950万円以下   | 26万円 |
|        | 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方               |   |      |
|        | 要介護認定を受けている方のうち障害者控除対象者認定証明書の交付を受けている方 |   |      |
| 特別障害   | 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級と記載されている方      | 950万円超<br>1,000万円以下                                       | 30万円 |
|        | 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方           |   |      |
|        | 精神保健指定医などにより重度の知的障害者と判定された方            |   |      |
| 同居特別障害 | 要介護認定を受けている方のうち特別障害者控除認定証明書の交付を受けている方  | 特別障害に該当する同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常としている方 | 63万円 |

**<必要なもの>控除対象者であることを証する書類(障害者手帳、障害者控除対象者認定証明書等)**

**㉑㉒ 配偶者(特別)控除**  
あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者(内縁関係を除く)の合計所得金額が133万円以下の場合は、控除の対象となります。

|         |                             | 配偶者の合計所得金額 |                   |                     | あなたの合計所得金額 |                        |  |
|---------|-----------------------------|------------|-------------------|---------------------|------------|------------------------|--|
|         |                             | 900万円以下    | 900万円超<br>950万円以下 | 950万円超<br>1,000万円以下 | 1,000万円超   |                        |  |
| 配偶者控除   | 48万円以下                      | 33万円       | 22万円              | 11万円                | 0円         | □同一生計配偶者にチェックを入れてください。 |  |
|         | 70歳未満<br>(昭和30年1月2日以後生まれの方) |            |                   |                     |            |                        |  |
|         | 70歳以上<br>(昭和30年1月1日以前生まれの方) | 38万円       | 26万円              | 13万円                |            |                        |  |
| 配偶者特別控除 | 48万円超 100万円以下               | 33万円       | 22万円              | 11万円                | 0円         |                        |  |
|         | 100万円超 105万円以下              | 31万円       | 21万円              | 11万円                |            |                        |  |
|         | 105万円超 110万円以下              | 26万円       | 18万円              | 9万円                 |            |                        |  |
|         | 110万円超 115万円以下              | 21万円       | 14万円              | 7万円                 |            |                        |  |
|         | 115万円超 120万円以下              | 16万円       | 11万円              | 6万円                 |            |                        |  |
|         | 120万円超 125万円以下              | 11万円       | 8万円               | 4万円                 |            |                        |  |
|         | 125万円超 130万円以下              | 6万円        | 2万円               |                     |            |                        |  |
|         | 130万円超 133万円以下              | 3万円        | 2万円               | 1万円                 |            |                        |  |

**㉑㉓ 扶養控除**  
あなたと生計を一にする配偶者以外の扶養親族で、合計所得金額が48万円以下の方は、控除の対象となります。

| 区分    | 要件   | 控除額  |
|-------|--|------|
| 一般    | 16歳以上19歳未満(平成18年1月2日以後平成21年1月1日以前生まれ)の方      | 33万円 |
|       | 23歳以上70歳未満(昭和30年1月2日以後平成14年1月1日以前生まれ)の方      |      |
| 特定    | 19歳以上23歳未満(平成14年1月2日以後平成18年1月1日以前生まれ)の方      | 45万円 |
| 老人    | 70歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)の方                      | 38万円 |
| 同居老親等 | 老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなた又は配偶者との同居を常としている方 | 45万円 |

※16歳未満の扶養親族(平成21年1月2日以後生まれ)がいる場合は「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」欄に記入してください。

**㉑㉔ 基礎控除**  
あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合は、控除の対象となります。

| 合計所得金額             | 控除額  |
|--------------------|------|
| 2,400万円以下          | 43万円 |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 29万円 |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 15万円 |
| 2,500万円超           | 0円   |

**㉑㉕ 雑損控除**  
前年中にあなたや生計を一にする配偶者、その他の親族が、災害や盗難、横領により住宅や家財に損害を受けた場合、控除を受けることができます。  
控除額＝(1)(2)のうち、いずれか多いほうの金額  
(1) 損失額－保険金などで補てんされる金額－総所得金額等の10%  
(2) 損失額のうち災害関連支出の金額－保険金などで補てんされる金額－5万円  
**<必要なもの>・損害を受けた資産の取得時期や取得価格等がわかる書類・火災証明書(写)・保険金などで補てんされる金額がわかる書類・災害関連支出等の領収書**  
※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅、家財などを取壊し又は除去するために支出した金額などです。

**㉑㉖ 医療費控除**  
前年中にあなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費等が一定の金額以上ある場合は、次のいずれか一方の控除を受けることができます。

**(1) 医療費控除**  
控除額＝支払った医療費の合計－ $\left\{ \begin{array}{l} \text{保険料等} \\ \text{健康保険による高額療養費、出産一時金など} \end{array} \right\}$ －10万円  
※(所得の合計額が200万円未満の方は所得の合計額の5%)

**<必要なもの>・医療費控除の明細書・保険金などで補てんされる金額がある方は補てん金額のわかる書類**

**(2) 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)** ※申告書表面②欄の「区分」に「1」と記入してください。  
控除額＝特定一般用医薬品等購入費－12,000円(最高88,000円)  
**<必要なもの>・セルフメディケーション税制の明細書**  
※医療費の領収書及び、健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組を行ったことを明らかにする書類は、自宅で5年間保管してください。(提示又は提出を求める場合があります。)

## 5 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、前年中6か月を超える期間、あなたの事業に従事していた人をいいます。事業専従者に該当する人は同一生計配偶者又は扶養親族になれません。

## 6 寄附金に関する事項

あなたが、以下のいずれかの寄附金を支出し、かつその寄附金額の合計が2千円を超える場合には、控除の対象となります。

|   |
|---|
| ①都道府県・市区町村(特例控除対象)に対する寄附金                         |
| ②千葉県の共同募金会、日本赤十字社千葉県支部、都道府県・市区町村(特例控除対象以外)に対する寄附金 |
| ③地方税法の規定により住民の福祉の増進に寄与するものとして千葉県又は君津市の条例で定める寄附金   |

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用申請を行った寄附金を含めた金額を記入してください。  
※被災地への義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したものと、最終的に被災地団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、①として扱われます。  
**<必要なもの>・寄附した団体から交付を受けた寄附金の受領書、又は特定事業者が発行する年間寄附額を記載した寄附金控除に関する証明書**

## 8 所得金額調整控除に関する事項

あなたが以下の要件に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。  
**(1) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除** ※申告書表面8欄に該当者の氏名等を記入してください。  
給与等の収入金額が850万円を超える給与所得者で、次のいずれかに該当する方

①本人が特別障害者に該当する方  
②23歳未満(平成14年1月2日以後生まれ)の扶養親族を有する方  
③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方  
控除額＝(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円)×10%(1円未満切り上げ)  
**(2) 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除**  
給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、その合計額が10万円を超える方  
控除額＝(給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円))－10万円  
※(1)(2)両方の適用がある場合は(1)(2)の順で控除します。  
※この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。  
したがって、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に1人の年齢23歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

## <申告書裏面>

君津市外に住所のある扶養親族等又は事業専従者がいる方は、申告書裏面も記入してください。

## 7 扶養親族等又は事業専従者のうち君津市外に住所のある人

| 氏名     | 住所         | 国外居住   |
|--------|------------|--|
| 君津 ゆみこ | 木更津市潮見〇番地〇 | <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 36万円以上の支払<br><input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は27歳以上<br><input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 36万円以上の支払<br><input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は27歳以上 |